

発議案第 30 号

北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験の強行に抗議するよう求める意見
書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規
定により提出します。

平成 29 年 9 月 8 日

八千代市議会

議長 成 田 忠 志 様

提出者	八千代市議会議員	植 田 進
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	三 田 登
	同	堀 口 明 子
	同	原 弘 志
	同	高 山 敏 朗

提案理由

国に対し、北朝鮮に対して、これ以上の軍事的な挑発を行わないことを求めるとともに、国際社会及び関係国に対して、経済制裁の厳格な実施及び強化や対話による解決の道を粘り強く追求することを求める。

これが、本案を提出する理由である。

北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験の強行に抗議するよう求める意見書

北朝鮮は、平成29年8月29日及び9月3日に、国際社会が強く自制を求めている中、弾道ミサイルの発射及び核実験を強行した。これは世界と北東アジア地域の平和と安全にとって重大な脅威であり、度重なる国連安保理決議などに違反する暴挙である。

とりわけ今回の発射と核実験は、米国を含め国際社会が対話による解決を模索している中、それに逆行する暴挙である。

日本列島の上空を飛び越える弾道ミサイルの発射は、極めて危険な行為であり、核実験の強行は核兵器禁止条約の採択など「核兵器のない世界」を求める世界の大勢に逆らうものである。

よって、本市議会は国に対し、北朝鮮に対して、これ以上の軍事的な挑発を行わないことを求めるとともに、国際社会及び関係国に対して、経済制裁の厳格な実施及び強化や対話による解決の道を粘り強く追求することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
外務大臣様